

通所介護事業所松寿園運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人六高台福祉会が開設する通所介護事業所松寿園（以下「事業所」という。）が行う通所介護事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の管理者や従業者が、要支援状態にある高齢者に対し、適正なサービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の管理者や従業者は、利用者がその居宅において可能な限り自立した生活を営むことができるように務めるものとする。

- 2 利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持、並びに利用者の家族の身体的・精神的負担の軽減を図るものとする。
- 3 事業の実施にあたっては、利用者の家族、または後見人との連携に務めるとともに、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に務めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

名称 通所介護事業所松寿園

所在地 千葉県松戸市六高台2丁目19番地の2

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名（兼務）
事業所の従業者の管理、業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行う。
- (2) 生活相談員 1名以上
利用者の生活相談を行い、利用者または家族と相談の上、通所介護計画を作成し、サービスの提供方法等について十分な説明を行う。
- (3) 介護職員 5名以上（非常勤職員を含む）
通所介護計画に基づき、利用者の日常生活全般にわたる介護業務を行う。
- (4) 看護職員 1名以上
利用者の健康管理並びに看護業務を行う。
- (5) 機能訓練指導員 1名以上
日常生活を営むのに必要な機能を改善、またはその減退を防止するための訓練を行う。
- (6) 送迎職員（兼務・非常勤職員を含む）
利用者の送迎を行う。
- (7) 厨房職員（委託）

管理栄養士の指導のもと、適切な食事を調理提供する。

(8) 事務職員 事務員 1 名 (兼務)

必要な事務を行う。

(営業日時)

第 5 条 事業所の営業日、営業時間は、次のとおりとする。

営業日 月曜日から土曜日まで。ただし、12月31日から1月3日までを除く。

営業時間 午前 9 時 15 分から午後 4 時 30 分まで

ただし、営業日・営業時間については管理者が必要と認めた場合はその限りではない。

(通所介護の定員及び内容等)

第 6 条 1 日当たりの利用者の定員は 35 名とし、同時にサービスの提供を受けることができる利用者の数の上限を 35 名とする。サービスの内容は通所介護計画に則り以下の各号を適切に提供する。

- (1) 機能訓練及び日常生活を行うのに必要な援助
- (2) 相談援助等の生活指導
- (3) 入浴サービス
- (4) 給食サービス
- (5) レクリエーション
- (6) 機能訓練
- (7) 健康チェック
- (8) 送迎
- (9) その他通所介護計画に従ったサービスの実施

(利用料その他の費用の額)

第 7 条 通所介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該通所介護が法定代理受領サービスである場合は別表とおりにする。

2 前項のほか、次に掲げる費用を徴収する。

- (1) 食事の提供に要する費用 1 食 580 円
- (2) 外出行事等で生じる費用
- (3) 理美容代
- (4) その他日常生活費のうち、利用者が負担することが適当と認められるもの。

3 前項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族・後見人に対して事前に文書で説明した上で支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

(通常の送迎の実施地域)

第 8 条 通常の送迎の実施地域は、松戸市、鎌ヶ谷市、柏市、の区域とする。

(緊急時における対応方法)

第 9 条 管理者や従業者等は、業務実施中に利用者の病状に急変、緊急事態が生じたとき

は、速やかに家族、または後見人に連絡し指示を受けるか、やむを得ない場合協力医療機関に搬送する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

- 2 利用者に対する指定通所介護〔指定介護予防通所介護〕の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。
- 3 利用者に対する指定通所介護〔指定介護予防通所介護〕の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする

(防災対策)

第10条 消防法に基づく年間防災訓練を計画し、避難誘導訓練等を年2回消防署立ち会いのもと実施する火災等災害及び緊急事態から利用者を守るため火災等の未然防止対策を定め、防災設備に関しては、年2回防災設備会社の点検を実施し、備蓄品に関しては年1回の入れ替え等を行う。

- 2 前項の訓練の実施に当たっては地域住民の参加を得られるよう連携に努める。
- 3 自然災害等に災害に被災した場合でも業務継続が可能となるよう業務継続計画を作成し、研修を実施し、訓練（シミュレーション）を年1回以上実施する。

(衛生管理等)

第11条 事業所は、利用者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適正に行うこととする。

- 2 事業所は、利用者の保健衛生の維持向上及び事業所における感染症又は食中毒の発生又はまん延の防止を図るため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
 - ① 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討するプロジェクトの実施
 - ② 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のためのマニュアルの整備
 - ③ 介護職員その他の従業者に対する感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修の実施
 - ④ 感染症蔓延時でも業務継続が可能となるよう業務継続計画を作成し、研修を実施し、訓練（シミュレーション）を年2回以上実施する。

(苦情処理)

第12条 利用者からの苦情に迅速にかつ適切に対応するため、苦情受付窓口を設置するなど必要な措置を講じる。

- 2 提供するサービスに関して、市町村からの文書の提出・提示を求め、または市町村職員からの質問・照会に応じ、利用者からの苦情に関する調査に協力する。市町村から指導または助言を得た場合は、それに従い、必要な改善を行う。
- 3 サービスに関する利用者からの苦情に関して、千葉県国民健康保険団体連合会の調査に協力すると共に、千葉県国民健康保険団体連合会からの指導または助言を

得た場合は、それに従い、必要な改善を行う。

(虐待の防止に関する事項)

第13条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1)虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2)虐待の防止のための指針を整備する。
- (3)従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- (4)前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、市町村に通報するものとする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第14条 利用者は、サービスの提供を受ける際には、送迎時間、体調確認、サービスの中止や変更、食事のキャンセル、時間変更等予め従業員にお知らせするよう留意するものとする。

(その他運営についての留意事項)

第15条 通所介護事業所は、通所介護員等の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

採用時研修	採用後1ヶ月以内
継続研修	年2回以上

- 2 従業員は業務上知り得た利用者並びにその家族の秘密を保持する。
- 3 従業員であった者に、業務上知り得た利用者並びにその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容とする。
- 4 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は、社会福祉法人六高台福祉会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする

附則 この運営規程は、平成12年4月1日から施行する。

附則 この運営規程は、平成15年4月1日から施行する。

附則 この運営規程は、平成17年10月1日から施行する。

附則 この運営規程は、平成18年2月1日から施行する。

附則 この運営規程は、平成24年5月26日から施行する。

附則 この運営規定は、2020年12月20日から施行する。

附則 この運営規定は、2021年6月3日から施行する。

附則 この運営規定は、2023年6月9日から施行する。